

# 不在者投票について

不在者投票とは、郵便や滞在地、指定施設で投票ができる投票方法です。

## ① 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証の交付を受けている方で、障害の程度が一定の条件を満たしている場合は、事前に西伊豆町選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便等により自宅で投票することができます。

利用前にあらかじめ町選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

### ■ 郵便等投票証明書の交付申請に必要な書類

- 郵便等投票証明書交付申請書
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証のいずれか

### ■ 郵便等不在者投票の対象者

身体障害者手帳	
障害名	障害の程度
両下肢、体幹、 移動機能の障害	1級・2級
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級

戦傷病者手帳	
障害名	障害の程度
両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	
要介護状態区分	
要介護5	

### ■ 郵便等不在者投票における代理記載の対象者

	障害名	障害の程度
身体障害者手帳		1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症

※「郵便等投票証明書」の交付を受けた人で、かつ自ら投票の記載をすることのできない人は、本人に代わり別の人に対する記載(代理記載)をさせることができます。

## ② 他市町での不在者投票

仕事や旅行等で選挙期間中に留守の場合、滞在先市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。西伊豆町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、請求した投票用紙等を滞在先市区町村の選挙管理委員会へ持参し、投票します。投票した投票用紙は投票日当日までに西伊豆町選挙管理委員会へ送付されます。  
書類や投票用紙のやりとりを郵便で行い、投票完了までには時間を要するため、日数に余裕をもって投票用紙の請求をしてください。

## ③ 指定された病院・施設等で行う場合

不在者投票施設に指定されている病院や施設に入院または入所されている方は、その施設内で投票することができます。各施設の管理者または西伊豆町選挙管理委員会へお問い合わせください。

問合せ 西伊豆町選挙管理委員会 Tel52-1111